

【留学生の皆様へ】新型コロナウイルス感染症に係る学習奨励費特別採用調査について

日本学生支援機構では、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した留学生を対象とした学習奨励費の特別採用を検討しています。

希望する留学生は、下記の条件を確認し、申し出てください。

なお、この希望数を基に、日本学生支援機構から推薦枠が配分され、正式な手続きの後、採用が決定されます。そのため、今回申し出た全員が給付されるわけではございませんので予めご了承ください。

学内締切日時

2020年8月31日(月) 17:00

※学籍番号・氏名・携帯電話番号・下記⑥のうちの持っているレベル・点数を記載し、
教学課 (kyogaku2@sc.jobu.ac.jp) にメールしてください。

給付月額

大学等：48,000円

給付期間

2020年10月から1か月分又は2か月分(予算と希望数により最終決定)

対象となる留学生の条件

- ① 2020年4月1日時点で「留学」の在留資格を有して日本国内に滞在しており、10月の推薦時以降も日本国内に滞在することが見込まれる者。
- ② 推薦時点でゆうちょ銀行口座が開設済みである者。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)や、母国からの仕送りが減少したことにより、大学等での修学が困難であると大学等が必要性を認める者。
- ④ 2020年度学習奨励費12か月採用で採用されていない者。
- ⑤ 前年度の成績評価係数が2.30以上の者。
- ⑥ 語学能力の水準が、次のア又はイに定めるいずれかの水準に該当する者。
ア 日本語能力:日本語能力試験においてN2レベル以上に合格した者、又は機構が実施する日本留学試験の日本語科目(読解、聴解及び聴読解)の得点が200点以上である者。
イ 英語能力:CEFRにおいてB2レベル以上であると認められる者。

- ⑦ 学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力する意思を有する者であること。
- ⑧ 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学料・授業料等は含まない）。
- ⑨ 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。
- ⑩ 学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者ではないこと。
- ⑪ 機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと。